

## 加古川市人権文化センターメディア等の貸出に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市人権文化センターが所有する人権教育啓発用メディア及びAV機器（以下「メディア等」という。）の利用に関して必要な事項を定める。

### (館内利用)

第2条 メディア等を館内において利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。

### (館外貸出の利用資格)

第3条 館外貸出を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内を活動の拠点とする官公署、学校、事業所、地域の団体等で非営利・無料での上映を目的とする者
- (2) その他人権文化センター所長（以下「所長」という。）が適当と認める者

### (館外貸出の利用手続き等)

第4条 館外貸出を利用しようとする者は、事前に必要事項を申し出のうえ、申請しなければならない。

### (館外貸出期間)

第5条 館外貸出において利用することができるメディア等の貸出期間は3日以内とする。ただし、所長が特に必要と認めるときは、貸出期間を短縮し、または延長することができる。

2 所長は、前項に規定する貸出期間が過ぎてもメディア等の返却を怠り、又は督促しても返却しない者に対しては、メディア等の館外貸出を一時停止することができる。

### (転貸の禁止)

第6条 メディア等の館外貸出を受けた者は、それらを転貸してはならない。

2 前項に反して転貸し、メディア等を紛失又は破損したときは、貸出を受けた者がその責を負うものとする。

### (複写の制限)

第7条 次の各号に該当する場合は、そのメディア等を複写してはならない。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）その他の法令に違反するとき
- (2) 複写によりメディア等に損傷を与えるおそれがあるとき
- (3) その他所長が不適当と認めるとき

### (損害賠償)

第8条 メディア等を利用する者は、その責に帰すべき理由により、それらを紛失又は破損したときは、現品または相当の代物若しくは相当する金銭をもって弁償しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年3月18日から施行する。